

Q

会議の構成員に定義されている人は全て構成員に就任していただく必要はありますか。

A

会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、区職員を想定しています。厚労省の手引きでは、有意義な意見交換ができる人数として5名程度が望ましいとされていますが、人数が増えることは差し支えありません。ただし、会議の目的を達成するため、利用者、利用者家族、地域の関係者は必ず選出してください。

Q

利用者全員が会議を望まない場合の対応はどうすればよいですか。

A

地域連携推進会議は障害者支援施設やグループホームなどが地域との連携を深めるために行うもので、利用者本人が参加を望まない場合でも、原則として開催されます。ただし、利用者の意向を尊重し、可能な範囲での参加や情報提供に配慮することが求められます。

Q

構成員の中の「経営に知見のある人」はどのような人を想定していますか

A

障害福祉サービス、介護保険サービス、児童福祉施設の運営等に携わっている人や、財務諸表等から経営状況を把握しアドバイスできる人を想定しています。

Q

「地域の関係者」は町会、自治会以外からの選出はできないのでしょうか。

A

江戸川区では、「地域の関係者」に町会、自治会を位置付けています。利用者が広く地域の一員として生活できるように、良好な関係構築にご協力をお願いします。町会、自治会に加えて、日常的な付き合いがある近隣の方をお呼びすることも有効です。

Q

会議は事業所単位で年1回、ユニットごとで年1回開催だが、同一建物内に複数ユニットがある場合は、まとめて行って良いか。

A

問題ありません。

同一建物内に限らず、同じ町会の管轄に属する事業所及びユニットは、まとめて開催することが可能です。複数の町会に属している場合は、町会ごとに会議の開催が必要になります。

Q

会議開催の代替措置について、第三者評価を受審した年度又は、受審した翌年度どちらが代替として認められますか。

A

第三者評価受審による代替措置については、年度ではなく年を単位としており、東京都福祉サービス第三者評価を受け、実施状況を公表している場合は、受審した日から1年に限り、開催に代えることができます。

(例 令和7年10月に受審した場合は令和8年10月までは代替が可能)

Q

会議の中で構成員からでた質問に対して、すぐに答えられない場合は、後日に回答してもよいでしょうか。

A

問題ありません。

事業所運営に関しての要望や意見に関しては、会議終了後に事業所内において検討して、その結果や方向性を議事録に記載して構成員に確認した後、公表をお願いします。

Q

今後、会議開催に向けて進めていく中で、困ったことがあった場合の相談先はありますか。

A

福祉部障害者福祉課事業者支援係までご連絡ください。

☎03-5662-0712 受付時間 平日 午前8時30分から午後5時まで